

	ガソリンを販売する 物品販売店舗	危険物（第一石油 類の場合）の貯蔵 又は処理に供する 設備 ※注1	原動機を使用する作業を行う附属施設		
			作業場面積	空気圧縮機を 使用する作業	塗料の吹付
第一種低層 住居専用地域	×	×	×	×	×
第二種低層 住居専用地域	×	×	×	×	×
第一種中高層 住居専用地域	2階以下かつ 床面積500㎡以内	1,000リットル以下	50㎡以内 ※注2	1.5kW以下	×
第二種中高層 住居専用地域	2階以下かつ 床面積1,500㎡以内	1,000リットル以下	50㎡以内 ※注2	1.5kW以下	×
第一種住居地域	床面積3,000㎡以内	1,000リットル以下	50㎡以内	1.5kW以下 ※注3	×
第二種住居地域	○	1,000リットル以下	50㎡以内	1.5kW以下 ※注3	×
準住居地域	○	1,000リットル以下	150㎡以内	1.5kW以下 ※注3	×
近隣商業地域	○	2,000リットル以下	300㎡以内	○	0.75kW以下
商業地域	○	2,000リットル以下	300㎡以内	○	0.75kW以下
準工業地域	○	10,000リットル以下	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○

注1：タンクの容量（地下貯蔵を除く。令130条の9 1項 参照）

注2：ガソリン販売に附随して小規模に行う自動車の洗車、点検、タイヤ交換、オイル交換等のサービス提供を行うものに限る。

注3：除外規定あり（令130条の8の3）

備考
建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例2022年度版 P216

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01 2024.04.01
2012.05.01
2015.12.01